

生産緑地の買取り申出に必要な書類

生産緑地の買取り申出の際は、下記の書類を用意の上、都市計画課へ提出してください。

必要書類 (⑤⑦⑨⑩は発行3ヶ月以内のもの)		買取り申出の理由		
		農業の主たる従事者の死亡		農業の主たる従事者の故障
		所有権 移転登記済	所有権移転登記が 行われていない場合	
①	生産緑地買取り申出書 (市公式サイトからダウンロード可)	○	○	○
②	買取り申出生産緑地の明細書 (市公式サイトからダウンロード可)	○	○	○
③	生産緑地買取り申出に関する 同意書 (市公式サイトからダウンロード可)	複数の所有者や、抵当権等の権利がある場合に添付		
④	案内図(住宅地図等)	○	○	○
⑤	公図の写し (法務局発行のもの)	○	○	○
⑥	地積測量図	土地の一部について買取り申出を行う場合に添付		
⑦	不動産登記簿謄本(全部事項証明書)	○	○	○
⑧	農業委員会発行の「生産緑地に 係る農業の主たる従事者につ いての証明書」(*)	○	○	○
⑨	申出者に係る戸籍抄本(戸籍の 個人事項証明)	○(全員の戸籍抄本)		
⑩	印鑑登録証明書(権利者が複数 の場合は全員のもの)	○	○	○
⑪	遺産分割協議書の写し	相続人が土地により 限定される場合に添付		
⑫	被相続人に係る除籍謄本	○	○	
⑬	医師の診断書又は故障を証明 する書類	○		
⑭	抵当権等消滅同意書 (市公式サイトからダウンロード可)	抵当権等の権利が設定されている場合に添付		
⑮	委任状	代理人による提出の場合必要です。(様式任意)		

*「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」の取得方法

- 1 農業委員会へ「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を提出してください。
- 2 農業委員会は主たる従事者であったか否かについて審議します。
- 3 農業委員会より「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」が発行されます。
(※詳細は農業委員会にお問い合わせください。)

羽村市まちづくり部都市計画課都市計画係
電話 042-555-1111 内線288